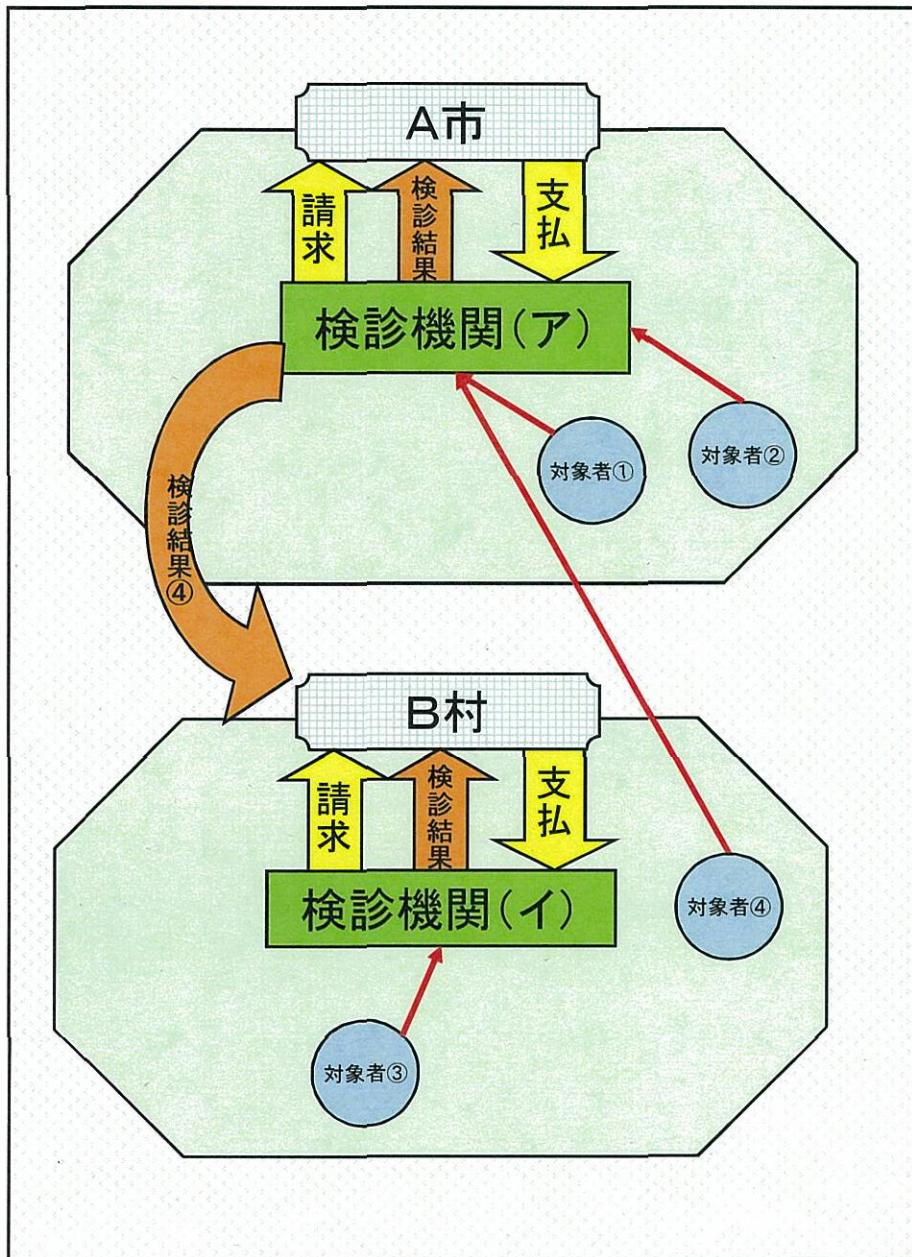


無料クーポン券による近隣市区町村との請求イメージ

※検診機関所在地の市区町村に請求する場合



○A市

- ・市内の対象者の調査
- ・検診機関との調整
- ・対象者へクーポン等の配布
- ・検診機関へ検診費の支払い(対象者①、②、④の分)
- ・国に補助金請求(対象者①、②、④の分)

○検診機関(ア)

- ・対象者①、②、④の検診費用をA市へ請求
- ・対象者①、②の検診結果及びクーポン券をA市へ、④の検診結果及びクーポン券の写しをB村へ送付

○メリット

- ・近隣市区町村及び県域を越えた検診機関との契約手続きが必要ない。
(※A市と検診機関(ア)との契約において、他の市区町村に居住する者であっても、がん検診を実施し、その費用については、契約者に請求できること、かつ、検診結果及びクーポン券の写しを受託者である検診機関から対象者の居住する市区町村に送付するといった契約を行っておくことが必要。)
- ・対象者の一時負担がない。
- ・まとめて検診機関に支払うことができるため、振込手数料の費用が節約